

平成 30 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 30 年 10 月 2 日

鈴木委員

私は 3 分野について、ちょっとお聞きしたいと思います。

先行会派のお話を聞いていて、私は罰則のない条例というものの検討というのは難しいのかなという思いがしたのです。どうしたことなのかというと、例えば、自転車の推進及び点検整備というところの検討委員の意見を見ていると、二つ目の中ほどのところに、電車やバスで自転車を分解して輪行袋に入れて運ぶ、また後に組み立てるスペースを整備してほしいという、本来、条例の中では、あまりに各論過ぎる話もある。それ以外にも、その上のところで、例えば、ブレーキのチェックリストをつくりなさいというものなどが出ている。私は、この中で一つ単純に思ったことは、検討委員会でこういう形で条例をつくったら、きちんとまとめた形で、ハンドブックのように、各論について、私は啓発物を作るべきだと思いますが、いかがですか。

くらし安全交通課長

委員おっしゃるとおりでございまして、既に先行している県や政令市などにおきましても、施行する場合におきましては、Q&A、いわゆるハンドブック的なものでございますが、様々な細かい疑問等が県民の方から湧いてくると承知しておりますので、それに対応するためのQ&Aのようなハンドブックをつくっている現状にございますので、我が県におきましても、そういうものを作成してまいりたいと考えております。

鈴木委員

私はこれを見ていて、その後の自転車の環境整備などについても、自転車を活用した観光の振興に努めるという話を明記していただきたいなどという、かなり具体的な要望がいっぱい出てきている。これは自転車に関わることだから、私も、警察でもお話し申し上げたが、もっともっと取り締まらなければならないような問題もいっぱいあって、これ実は、警察当局のいろいろな御協力もいただいて、毎月 5 日に取り締まり強化日としてやってくださるということになりました。だけど、現場では、自転車に関わることって、ものすごくフィールドが広く、いろいろな問題を抱えているわけでございますから、その中でも、定期点検、保険、T S マーク、チリリンタイムなどいろいろなことで尽力して、警察で導入していただき、それらをいよいよ具体的に進めていかなければならぬと思いましたので、是非とも、その観点からよろしくお願ひ申し上げたい。

二つ目は、6 月定例会で私がお願ひしました架空請求詐欺について、ホームページ上でも、私拝見したのだが、何点か聞かせてもらいたい。一つには、ツイッターからの入り方がとても難しくて分からぬ。ホームページ上では、神奈川県のホームページも、正直言って、アクセスするのが大変なのです。例えば、神奈川県と漢字で打つと、ひらがなでなければ、神奈川中央消費センターなどと入れなければだめなのです。それではヒットしないのです。とても、失礼ですが検索には使いづらいホームページなのですが、私がお願ひしたのは、

ツイッター自体で、例えば、神奈川県架空請求詐欺と入れたならば、それにすぐ出てくるものだと私は思っていたのですが、私の操作の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、出てこないのです。現状を、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

消費生活課長

ホームページには架空請求事業者一覧という形で載せさせていただいて、架空請求で事業者一覧とやると、神奈川県のホームページが出てくることが多いと認識しているのですが、ツイッターには、140字という字数制限があることから、うまく県民の皆さんに引き付けるようなハッシュタグや、そういういたものを活用してホームページにリンクできるような工夫をしていきたいと考えているところでございます。

鈴木委員

要は、したいということは、これからやってくれるということですか。

消費生活課長

やらせていただきます。

鈴木委員

安心しました。私も、自分の操作が悪いのかと思って、なかなか出てこないのです。それで、併せて、今、現時点でフォロワーいいねの状況など、全般の評判はどうですか。

消費生活課長

フォロワーの数は、昨日の時点で確認いたしまして、まだ73名といったところでございます。ただ、毎日少しづつ伸びているというところが、良いところでは思っています。それから、インプレッションという見方なのですが、閲覧したという意味の、インプレッションというものがあるのですが、それについては、約5万回のインプレッションがあるということで、特に架空請求はがきなどについては何千回というインプレッションがあったといった情報もありますので、一生懸命頑張っていきたいと考えているところでございます。

鈴木委員

インプレッションは頑張っていますね。私は、一言苦言を呈したいのは、これはどのようにして県民に広報しているのでしょうか。こういうものがあるというのと、それでツイッターを見てくださいと言ったら、それまでなのだが、こういうものがつくられました、見てほしいというのは、どのようにして広報されているのですか。

消費生活課長

まだ1箇月ということで、広報が足りない部分もあるかとは思うのですが、例えば、他のツイッターのアカウントをフォローすることで、当課のツイッターの存在をアピールしたりすることや、課のホームページに、ツイッター開設に関して言及することや、フォロワー数の多いところにツイッターでリツイートしてもらうというのが、拡散の大きなきっかけになるのではないかということがありまして、神奈川県庁の広報アカウントに13万人フォロワーがいますので、そこにリツイートしてもらうといったこと、それから、これからもう少し頑張っていかなければいけないかと思っていますが、私どもで、紙媒体でもい

いろいろ発行しているように、いろいろな広報媒体を通じて、課のツイッターの設置について広報すること、あと、いろいろな関係団体と連携しておりますので、市町村や、各種協議会の委員の皆さんや、それから事業者団体、消費者団体の皆さんといったいろいろな会議の場を通じて、機会があるごとにツイッターを開設していますという話については周知に努めているところでございます。

鈴木委員

知事の会見等々でも発表されたのですか。

消費生活課長

申し訳ございません、やっておりません。

鈴木委員

してないですよね。県庁の方々って、何かをつくったといって、何でそれを県民の方々に広めるという努力をしないのだろうと私は思うわけです。全然関係ない話なのですが、私が付けていた認知症のマークもそうなのです。つくつたらつくっただけで、どうやったら購入できるかといったことは全然ないわけです。今、まだ1箇月ちょっとの中でも、よくやってくださっているのですが、まずはきっちりとした記者発表をして、何がでけて、どうなったということをやらなければ、せっかく皆さん方が努力していろいろやって、現場では喜んでいます。例えば同居できない、娘さん等々が、お母さん、こういうようなものあったら同じだから、などという、口コミで広がっているような状況なのです。発行部数を多く持ついらっしゃる新聞の使命とも言えますが、新聞の記者の方々を使って、こうすることもしっかりとアピールするということは、私は大事じゃないかと思いますが、いかがですか。

消費生活課長

そういう意味におきましては、実は、9月に高齢者の消費者相談というのを記者発表させていただきましたが、新聞社から、記事を載せるに当たって、最近ツイッターの開設もしたので、その辺も宣伝もお願いしますというような依頼もさせていただいたことでございます。

鈴木委員

御努力いただいていると思いますが、是非とも、どのようにしたら広がるのか、これもとても大事なことで、先ほど来、リツイートのことをおっしゃるが、御年配の方にリツイートなどと言っても分からないし、現役の方々がそういう言葉を分つて広めてくださっているのだと思うのですが、現場の方々は、その中で、紙媒体で自治会などに回してくださいたりしているのです。そういう流れから見ると、ツイッター等々でやってくださるのであるならば、そういう新しいものがどう連携するのかということについて、もう一度、記者さんともども、力をいただきながら広めていただきたいということをお願いしたいと思います。

少し風水害対策について、少々突っ込んでお話をさせていただきたいと思います。

最初に、くらし安全防災局の、特に防災に関わる職員の皆様方、局長、参事監、各課長はじめ、24時間体制で、各台風や災害のときにはどれだけの御苦労をかけているかと思って、私も感謝を申し上げたいと思っているところでござ

います。皆様方からすると、特に御家族等々も、ある意味で24時間拘束された中でのお仕事で、大変緊張感を持ってやってくださっていると思いますので、どうぞ御家族の皆様方にも、よろしくお伝えいただければと思います。

私が見ていて、この神奈川県の風水害対策というのはどうなのだと思ったので、少し勉強させてください。

一つは、この風水害計画に入る前に、今回はじめて、このオレンジ色の神奈川県の地域防災計画というマニュアル資料をお貸しいただいたのです。これは議員には配られているのですか。

災害対策課長

毎年度、修正してお配りしてございます。

鈴木委員

平成30年3月となっているが、これだけの資料があるのだったら、ホームページなどには上がっているのですか。

災害対策課長

ホームページでも公開させていただいております。

鈴木委員

私が見た限りには、どこにあるのか、私は分からなかつたので、ちょっと分からぬところに隠してあるのかどうか分かりませんが、一つは、見える化してやってくれないでしょうか。その中で、これを読んでいて、第一に、私は近くに鶴見川というのがある街なもので、京浜河川事務所にも、お邪魔してきました。その中で、まず、鶴見区役所に鶴見区洪水ハザードマップというのがあります。こここのところに、具体的に、洪水浸水想定区域というのはどうやって決めたのかというのが書いてある。そこには、基本的に、鶴見川が2日間で約405ミリメートルを前提としてつくっていますと書いてある。ところが、皆さん方のつくられた風水害対策のどこを見ても、何を基準にこれをつくったのだというところが書いていない。何ミリメートルなのかや、どれだけになつたらこのようになりますという前提が基本的でない。これはなぜですか。

災害対策課長

風水害等対策計画の中では、水防法が改正されて、想定最大クラスで浸水想定をやるということが義務化されました、県は今、県土整備局中心ではございますが順次やっているところでございます。最大クラスで浸水想定を行うということにつきましては、計画に位置づけさせていただいてございます。また、それぞれのどの河川で、どのエリアの降雨を想定するか、それが最大クラスとした場合、何ミリメートルを想定するのかという部分につきましては、地域、あと河川ごとに異なっているものがあると思います。実際この浸水想定は県土整備局でやってございますが、そういったこともありますて、地域防災計画の中では具体的な数値は記載してございません。

鈴木委員

今おっしゃっていることは、県土整備局でやっているからかは分からないが、計画には書いてあるのです。書いてありますというのだったら、見せてもらいたいと思っているから、気をつけた方がよろしい。私が今、何が言いたかったかと言うと、そうすると横浜市の鶴見川については横浜市が勝手につくって、

多摩川は川崎市がつくっているということになる。京浜河川事務所では、何ミリメートルとも、書いてないのです。最大降雨数と書いてあるわけだから、では最大とは何かと言ったら、多分答えないとと思う。私は、その中で、先ほどから、ハザードマップをすごく皆さんが頼りにされていらっしゃるという答弁をされているから、ところがそれが、想定外なんていうものになつたら大変なことになるだろうと、私はここで言いたいのです。では、例えば数字でなければ、その最大というものの捉え方というのを、せめてここに書いたらどうかと思うのですが、いかがですか。

災害対策課長

水防法で求める最大クラスというのは、おおむね、最近はそういう表現はしなくなったのですが、以前は1,000年に1度程度ということで申してございました。想定され得る限りの最大クラスを想定して、浸水想定を行うことということが、水防法で言われているものでございます。地域防災計画の中で、少なくとも方向性について記載をさせていただいたというところでございます。

鈴木委員

今、お話ししただいたいものは、大変苦しい答弁だと私は思うので、これ以上、何か具体的に国から出ていないものを何とかせよというのは難しいですから、せめて今おっしゃった、最大限という言葉についての詳しい説明だけは何らかの形で載せてください。そうしないと、では、これに出ているハザードマップは何なのだという話に、各市町村ではなつくると私は思います。どちらにしても、そういう前提としてつくなければ、このようなものが出てこないわけですから、仮定として出ているのがあるならば、その形でも私はよいと思うのです。そうしておかないと、今では全国でハザードマップ、と言っている中で、その根拠は言ったとき、何ミリメートルです、という前提だということだけれど、そんなこと大体何ミリメートルぐらいかななどというのは、我々は分からぬ。一つ、そのところを入れていただきたいと思います。

二つ目は、54ページの中に、避難対策と書いてあるのです。ここのところ、上から丸の三つ目、県は市町村と調整し、県施設を避難場所として提供していますと書いてあります。ところが、これ、私は教育委員会にも言ったのですが、私が住んでいるところって、三ツ池公園の近くなのです。三ツ池公園のところの避難場所に横浜市がつくっているものには県立鶴見高校が入っていないのです。私は横浜市と県の関係がどのようなものかは知らないですが、もう一度、少なくとも、ここは県の施設だと看板だけ立てておかないで、日々刻々と変わっているですから、もう一度この中身はもう一度チェックしていただきたいと思いますが、いかがですか。

災害対策課長

県としては、基本的に、避難所を指定するのは市町村ということにはなるのですが、県の姿勢として、市町村から要請があれば、協力していくという姿勢を持ってございまして、地域防災計画にも、その方向性を書かせていただいています。あとは、市町村ごとに、避難場所の確保の考え方方がございまして、ある市町村は、県立高校や県立施設を多く指定するところもありますし、ある市町村は、基本的には市町村の所有施設を指定し、県の施設は、どちらかとい

と応援部隊活動の場所にするとか、それぞれ市町村の考えがございますので。いずれにしましても、県としては要請があれば積極的に応えていきたいと考えてございます。

鈴木委員

そういう答弁をしてはだめだと思います。現場では、すぐ上のところに学校があつて、講堂もある中で、市町村からの申請がないから、県は知りませんというわけにはいかないのではないか。そういう姿勢がおかしいと私は言っているのです。現場の住民の方たちは、何でここが入っていないのだと。それを横浜市が言わないうからという論理はないのではないか。そのところはもう一度、積極的に答弁してください。

災害対策課長

基本的には市町村から求められればというところがあるのですが、地域防災計画の中でも記載してございます、実際に災害時、必要な場合、避難者が発生した場合等、あらかじめ指定していない県立施設も提供していくということは地域防災計画に記載をさせていただいてございます。県のこういった姿勢を、また市町村にもしっかりとお伝えして、しっかり活用いただけるようにやっていきたいと思ってございます。

鈴木委員

私たちは議員だからこれだけで終わるが、現場の方たちは、この前も話をしたが、避難場所がそれだけ十分なものはないのであるならば、積極的にアクセスすべきです。私はこのまま災害対策が大丈夫かと。紙ベースでこうやって私たち議論しているが、それで私は具体的なお話をさせていただいたのです。是非とも、何らかのアクションをお願いします。

防災部長

確かに、避難所の数、また避難所の立地、様々な災害に備えて多くの避難所が必要だと思います。また、広域的な避難に備えた避難場所の確保、いろいろな避難場所については課題がございますので、これから、府内もそうでございますが、市町村の皆様には、そういった県の姿勢について広く周知して、県有施設を災害時、避難場所として活用できるよう周知してまいりたいと考えております。しっかりと取り組んでまいります。

鈴木委員

併せて、118ページに県の水防組織が書いてあります。ここ下に、備考と書いてある。災害対策本部連絡班は、災害対策本部設置に至らない場合であっても、くらし安全防災局との連絡調整を努めるものとすると。その下に、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の県土整備部の組織として活動すると。この組織図の中で、例えば、災害対策課長や防災部長はどこに入るのか。また、ここにいらっしゃる部下の方たちはどこに入るのか。

災害対策課長

こちらの水防体制は基本的には県土整備局の中で水防のための体制をとる場合の組織図でございます。私どもくらし安全防災局は、災害対策本部でいえば統制部という、別の部を所管するような形になります。連携をとりながら、私どもが統制部、あと県土整備局は風水害であれば水防本部がそれぞれのセクシ

ヨンとして、全体として対応していくというような位置づけでございます。
鈴木委員

それ言うならば、水防本部長が知事なのです。この下に書いていなければおかしいのではないか。そもそも、この風水害対策等災害対策計画というのはあなた方がつくっているのではないか。あなた方が、これのどこに入っているのも分からぬで、これを県民に、こういうようなもの出すのは、私はいかがなものかと思う。是非ともこの体系図については、何らかの形で入れていただいて、どのようなものになるのか、対応をお願いしたいと思います。どうですか。

災害対策課長

風水害の対応につきましては、県土整備局の水防体制と、私どもくらし安全防災局の警戒態勢が両輪でございます。極力それが見えるような形の表記の検討をしていきたいと思います。

鈴木委員

続いて186ページ、今回、水防というように出ているが、委員の皆様方そうだと思うが、鶴見で、屋根が飛んだ方や、半壊で暮らせない方って結構いらっしゃる、もし雨が降れば自治会館等々に避難しなければならないという状況なのです。この中で出てきている被災者生活再建支援制度そのものを、私は抜本的に変えいかなければならないのではないかと心配しているのです。というのは、ここに、例えば、5人以上などと書いてあるが、これには難しい問題があります。例えば、その各家庭で老朽化した、かなり古い家屋に住まわれている方々ゆえに、そういうことに遭った、新築した方とどうするのだとか、いろいろあったとしても、一人一人に対して、とても難しい判断がこれから出てくる時代が来たのだなと私は思いましたので、是非ともこの被災者生活再建支援制度、都道府県が具体的にやっているものについて、もう一度、私の要望として、もんでいただきたいとお願いしておきたいと思います。

もう一度だけ、皆さん方にちょっとお聞きしておきたいことがあったのは、292ページに、地下街等の災害対策編と書いてあるのだが、292ページで、具体的にどのようにしろというのは何も見えないような気がしてしまうが無いです。横浜市の地下街の対策なんか見てみても、具体的なものがあまり書かれていな、ところが、皆様方も御存じのとおり、今回、台風24号が来たときに大変な騒ぎになっていた。これについては例えば、後ほどちょっと述べますが、具体的に、どのあたりまで来るのだというような想定の標識というようなものを、横浜市との関係があると思いますが、例えば地下鉄や、地下街に貼るなど、この危険を知らせるという具体的なアクションポイントをここに書いていくことは、私はすごく必要ではないかというように思ったのです。その中では、具体的にどう見てみても、地下街の災害対策については、いまいちで、これはもうちょっと書き加えないと、台風も、年内にまだこれから来るかもしれないという状況下で、もう一度、ここをちょっともんでいただきたいと思いますが、いかがですか。

災害対策課長

この地域防災計画の構成上の問題として、基本的に風水害等災害対策計画と

いうのが中心にあります。それが大元でございます。それ以外は、個別の災害対策というのを個別に記載、章立てしているのですが、この292ページの地下街等災害対策の部分については、主に火災、爆発等の事故を想定につくっているというところがございまして、風水害については風水害等災害対策計画に準ずるというような構成になってございます。地下街の雨水浸水対策等につきましては重要な問題なのですが、基本的には水防法に基づく対策が中心になるというところで、風水害等災害対策計画に現在では記載させていただいているところでございます。

鈴木委員

今お話をあたとおりに、確かに火災等々の流れになつてゐるのですが、風水害となつてくると、どこのところを見ればいいのか。292ページではないのか。
災害対策課長

風水害等災害対策計画ですと26ページです。地下街等における避難、浸水対策等というところがございます。治水対策にもございます。避難対策のところにも、随所に、高齢者施設等の対策等、個別に散らして記載しているという状況でございます。

鈴木委員

この治水対策の中に入れておくというのは、もうちょっと何かトップダウンでなんとかしたらどうなのか。こんな問題になつてゐるのに。私は全部端から読んだわけではないが、皆さん方はエキスパートだから読んでいるかもしれないが、この5番のところ突然出てきても分からぬのではないか。

災害対策課長

地下街での要配慮者等の対策、治水対策、また避難対策の中にも同様の趣旨は記載させていただいております。たしかに、分かりやすさという部分、その辺の見せ方の工夫というのは、今後検討させていただきたいと思います。

鈴木委員

京浜の河川事務所に行って、一つ勉強になったことがありました。それは、水防というのは基本的に三つのカテゴリーから来ているのだと。三つのカテゴリーというのは、一つには洪水、二つ目には内水、そして三つ目には高潮だと。ところが、これは今まで全然私の知識がなかったからかもしれないが、この三つについてマニュアルのどこかにでも書いてあったのかなと。要するに、水防と皆さんおっしゃるが、これを細かく、分かりやすく県民の方々に向けて書いてあったかと。水防、多分聞いたことのない県民の方はいっぱいいらっしゃると思います。ところが、皆さん方は先ほど言ったように、水防では最大限の降雨量などというようにおっしゃるが、私が見てみたら、洪水と内水、そして高潮と、三つの区別があるということは、基本的に分からぬと思うのです。私がこの中で一つ思ったことは、特に内水というのは、水防法の第二条で、雨水の出水の定義で、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう、と書いてある。だから、この中から見ると、その内水というものは基本的に触りませんということだ。そうすると、例えば、どこの地域か、川の氾濫

で、本線に支線が入ってあふれ出るというようなことについては、京浜河川事務所では基本的にあまり考えていませんと。ところが、皆さん方がつくっているハザードマップを見てみると、とにかく、横浜市がつくっているものも、きっと、県が提供したものだと書いてある、京浜河川事務所と、そして県が提供したものでやっていますと。そうすると、ありとあらゆるもの、例えば三つあるものを、ここにかぶせたというものではないものだということは、本来ここに書かれなければいけない。ところが、これが書かれていない。ということは、これ以外に内水の問題や越水、堤防というか支える縁からあふれるものは、基本的に想定外なのです。先ほどからあなた方がこのハザードマップの話をいろいろされるが、前提として、もっと分かりやすい、県民に何らかの形でメッセージを残さないと、これ、皆さん方に大変失礼で御苦労されている中、私がうるさく言っているように思うかもしれないが、水害そのものの自体の定義や、具体的に知識というのは、日本の国民はあまり持っていないと私は思う。台風や西日本の豪雨等々で、これだけ騒ぎになっている。だが、これから間違いなく、そういう状況になるであろう。こうした場合に、是非とも、今言った、水防とは言っても、それは何なのかということについて、何らかの形で附則などをここに書いていただかないと、市町村も分からぬのではなかると、わりと心配したのです。いかがでしょうか。

災害対策課長

地方防災計画は法定計画などございまして、率直に言って、確かに御指摘のように、ここで使っている言葉は水防法の言葉です。洪水、出水浸水想定、高潮、たしかに、この三つの要素があります。こういう法令用語を使う場面に加え、もっと分かりやすく三つのカテゴリーを伝える工夫といったものを今後検討していきたいと思います。

鈴木委員

单刀直入に答えていただきたい。まず、まるごとまちごとハザードマップは、どこに反映されているのか。とても良いものなのだが、とても分かりやすい。申し訳ないが、このような難しいものをつくらないで、これだけ配れば大丈夫というものが、どこかに入っていないか、くらし安全防災局長、見たことあるか。この中に水深から何から全部書いてある。今、私が内水や洪水などと言つたが、例えば高潮というと、マークが違うのだ。私はこのようなことを知らなかつた。皆さんから見れば、電柱のここに貼つてありますと、これは高潮、これは洪水だというようなことを知っている人、ある程度スペシャリストでもまずいなと思う。私はこの、まるごとまちごとハザードマップを、もうちょっと何かに反映してくれないかと思う。例えば、それでもなければ別冊でもよい。せつかくここまでできているのだから、これをやってあげたら、市町村とても喜ぶと私は思う。これを出していただければ、別にお金をかけてつくらなくてもよいのでは。このハンドブックのようなものをつくってやっていただきたい。いかがですか。

防災部長

委員お話しするとおり、我々もハザードマップ見ましょうという周知を県民の皆様にはしているところですが、ハザードマップは御覧いただくと分かりま

すように、小さな字で、洪水がこうだと書いてある。そこで全部見るというのは、県民の皆様にとって分かりにくいのではと思います。まるごとまちごとハザードマップといった分かりやすい資料もございますので、今後、県民の皆様への啓発、理解促進のためには、そういう資料も活用しながら、市町村とも連携して、分かりやすく再度努力してきた工夫をしていきたいと考えております。

鈴木委員

その中で推奨というところが面白い。河川事務所が書いたのか。水深を表示しない場合は、浸水に関する情報をQRコードで読めるようにしろというので、これはすばらしいと私は思う。要するに、看板の横にQRコードを入れてやると、そこからどれぐらい、あなたのところに来るのということが出てくるという。こういうことを考えていきなさいと。これは是非とも、画期的な県として提言をしていただきながら、皆さんに御苦労をおかけしますが、今言ったように三つあるのだと。それが何かばらばらいっぱい貼ってあったって、皆さんには申し訳ないですが、そこまでの知識というのを持っていない。例えば、県民の方々に、しっかり資料をつくっていただいて、啓発することをもう一度お願いしまして私の質問を終わります。